第一 被災者生活再建支援法の一部改正

一被災世帯の範囲の拡大

自然災害により その居住する住宅が半壊し、 居室の壁、 床又は天井のいずれかの室内に面する部分の

過半の補修を含む 1相当規模 模 \mathcal{O} 補 修を行わなければ当該住宅 に居住することが 困難であると認めら れ る世

帯を被災世帯に追加するものとすること。

第二条関係)

一 被災者生活再建支援金の額

により 被災世帯に追 加された世帯の 世帯主に対する被災者生活再建支援金 の額は、 世帯の区分に応

じ、次のとおり定めるものとすること。

第三条関係)

1 その居住する住宅を建設し、又は購入する世帯 百万円

2 その居住する住宅を補修する世帯 五十万円

3 その居住する住宅 (公営住宅を除く。) を賃借する世帯 二十五万円

三 その他所要の改正を行うものとすること。

第二 附則

こ の 法律は、 公布の日から施行するものとし、 この法律による改正後の被災者生活再建支援法の規定

第一の一により被災世帯に追加された世帯に係る部分に限る。)は、令和二年七月三日以後に発生した自

然災害により当該被災世帯となった世帯の世帯主に対する被災者生活再建支援金の支給について適用する

ものとすること。

被災者生活再建支援法の一部を改正する法律

被災者生活再建支援法 平 成十年法律第六十六号) の一部を次のように改正 する。

第二条第二号口 中 「によりその」 を「により、 その」に改め、 同号に次のように 加 える。

ホ

該

自

然災害によりその居

住する住宅が半壊

Ĺ

居 室

 \mathcal{O}

壁、

床

又は

天

井

 \mathcal{O}

** \

ず

ħ

か

の室内に

面

当する

部 分 \mathcal{O} 渦 半 \mathcal{O} 補 修 を含む 相 当 規 模 \mathcal{O} 補 修 を行 わ な け れ ば 当該 住 宅 に居住 することが 困 難 で あ ると 認 8

られる世帯(ロからニまでに掲げる世帯を除く。)

第三

条

第二

項

中

「第

五.

項」

を

「 第

七

項」

に、

同

_

を

同

のうち前

条第二号イ

からニま

での

11 ず 'n かに該当するもの」 に改め、 同 項第三号中「を除く」 を 「(第五項第三号において「公営住宅」とい

う。 を除く」に改 め、 同条第三項 中 「被災世帯が、」 を 同 項に規定する被災世帯が」に、 各号」

を 「当該 世 帯が 該当する同 項各号」 に改 め、 同条第五 項中 「前三項」 を 「第二 一項か 5 前項まで」 「 及 び

第三項」 を 第三項 及び 第五項」 に、 前 項」 を 「第四 項」 に、 読 み替える」 を \neg 第 五. 項 中 十 五

万円」 とあ るの は 「十八万七千五 百円」 と読み替える」に改め、 同 項を同条第七項とし、 同 条第四 項 0 次に

次の二項を加える。

被災 世帯のうち 前条第二号ホに該当するものの世 帯主に対する支援金の額は、 次の各号に掲げる世帯 O

区分に応じ、 当該各号に定める額とする。 5

その居住する住宅を建設し、 又は購っ

入する世帯

百万円

その居住する住宅を補修する世帯 五. 十万円

三 そ \mathcal{O} 居住 する住宅 (公営住宅を除く。 を賃借する世帯 二 十 五

6 前 項 \mathcal{O} 規定 に カン か わ 5 ず、 同 項 に規定する被災世 帯 が 同 \mathcal{O} 自 然災 害に ょ ŋ 同項各号のうち二以 上に該

万円

当するときの 当 該 世 帯 0 世 帯 主 に 対する支援 金 \mathcal{O} 額 は、 当該 世 帯 が 該当する同 項各号に定 め る 額 のうち 最

t 高 7 額とする。

附 則

 \mathcal{O} 法律 は、 公 布 の日 から施行 Ļ この法律による改正後の被災者生活再建支援法第二条第二号(ホ に係

る部分に限る。 及び第三条 (同 |号| に該当す る被災 世帯 に係 る部分に限る。 0) 規 定は、 令和二年 七 月三

日 以 後 に 発 生し た自: 然災害により当該被災世帯となっ た世帯 \mathcal{O} 世帯 主に対する被災者生活再建支援 金 0) 支給

に ついて適用する。

被災者の居住の安定の確保による生活の再建を支援するため、被災者生活再建支援金の支給対象となる被

災世帯の範囲を拡大する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

 \bigcirc 被災者生活再建支援法(平成十年法律第六十六号)(抄)(本則関係)

$\overline{}$
傍
線
部
分
は
改
正
部
分
\sim

ニ 当該自然災害によりその居住する住宅が半壊し、基礎、基礎ぐい	ニ 当該自然災害によりその居住する住宅が半壊し、基礎、基礎ぐい
れる世帯	れる世帯
ものとなり、かつ、その状態が長期にわたり継続することが見込ま	ものとなり、かつ、その状態が長期にわたり継続することが見込ま
継続することその他の事由により、その居住する住宅が居住不能の	継続することその他の事由により、その居住する住宅が居住不能の
ハ 当該自然災害により火砕流等による被害が発生する危険な状況が	ハ 当該自然災害により火砕流等による被害が発生する危険な状況が
り、当該住宅を解体し、又は解体されるに至った世帯	より、当該住宅を解体し、又は解体されるに至った世帯
著しく高額となることその他これらに準ずるやむを得ない事由によ	が著しく高額となることその他これらに準ずるやむを得ない事由に
ため必要があること、当該住宅に居住するために必要な補修費等が	るため必要があること、当該住宅に居住するために必要な補修費等
る住宅の敷地に被害が生じ、当該住宅の倒壊による危険を防止する	する住宅の敷地に被害が生じ、当該住宅の倒壊による危険を防止す
ロ 当該自然災害によりその居住する住宅が半壊し、又はその居住す	ロ 当該自然災害により、その居住する住宅が半壊し、又はその居住
イ 当該自然災害によりその居住する住宅が全壊した世帯	イ 当該自然災害によりその居住する住宅が全壊した世帯
次に掲げるものをいう。	次に掲げるものをいう。
二 被災世帯 政令で定める自然災害により被害を受けた世帯であって	二 被災世帯 政令で定める自然災害により被害を受けた世帯であって
他の異常な自然現象により生ずる被害をいう。	他の異常な自然現象により生ずる被害をいう。
一 自然災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その	一 自然災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その
定めるところによる。	定めるところによる。
第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に	第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に
(定義)	(定義)
現行	改正案

条において「大規模半壊世帯」という。)
が困難であると認められる世帯(ロ及びハに掲げる世帯を除く。次の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住すること、壁、柱等であって構造耐力上主要な部分として政令で定めるもの

の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認め

(ロからニまでに掲げる世帯を除く。

られる世帯

第二章 被災者生活再建支援金の支給

(被災者生活再建支援金の支給)

帯の世帯主に対し、当該世帯主の申請に基づき、被災者生活再建支援金第三条 都道府県は、当該都道府県の区域内において被災世帯となった世

以 下

「支援金」という。)の支給を行うものとする。

2 被災世帯(被災世帯であって自然災害の発生時においてその属する者ときは、当該各号に定める額を加えた額とする。)を除く。 の数が一である世帯(第七項において「単数世帯」という。)を除く。 に該当するものの世帯主に対する支援金の額は、百万円(大規模半壊世に該当するものの世帯主に対する支援金の額は、百万円(大規模半壊世をあるときは、当該各号に定める額を加えた額とする。

一 その居住する住宅を建設し、又は購入する世帯 二百万円

その居住する住宅を補修する世帯

百万円

条において「大規模半壊世帯」という。)が困難であると認められる世帯(ロ及びハに掲げる世帯を除く。次の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住すること、壁、柱等であって構造耐力上主要な部分として政令で定めるもの

(新設)

第二章 被災者生活再建支援金の支給

(被災者生活再建支援金の支給)

第三条 2 帯の世帯主に対し、 掲げる世帯であるときは、 大規模半壊世帯にあっては、五十万円)に、当該被災世帯が次の各号に 以下この条において同じ。)の世帯主に対する支援金の額は、 の数が一である世帯 (以下「支援金」という。)の支給を行うものとする。 被災世帯(被災世帯であって自然災害の発生時においてその属する者 都道府県は、 当該世帯主の申請に基づき、 当該都道府県の区域内において被災世帯となった世 (第五項において「単数世帯」という。) を除く。 当該各号に定める額を加えた額とする 被災者生活再建支援金 百万円

二 その居住する住宅を補修する世帯 百万円 その居住する住宅を建設し、又は購入する世帯 二百万円

7 単数世帯の世帯主に対する支援金の額については、第二項から前項まい額とする。	る支援金の額は、当該世帯が該当する同項各号に定める額のうち最も高により同項各号のうち二以上に該当するときの当該世帯の世帯主に対す	6 前項の規定にかかわらず、同項に規定する被災世帯が同一の自然災害	円 円 三 その居住する住宅(公営住宅を除く。)を賃借する世帯 二十五万	を補修する世帯 五十万円	一 その居住する住宅を建設し、又は購入する世帯 百万円	る。	の額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、当該各号に定める額とす	5 被災世帯のうち前条第二号ホに該当するものの世帯主に対する支援金	い範囲内で政令で定める額とする。	て政令で定める世帯の世帯主に対する支援金の額は、三百万円を超えな	4 前二項の規定にかかわらず、前条第二号ハに該当する被災世帯であっ	する。	該世帯が該当する同項各号に定める額のうち最も高いものを加えた額と	る支援金の額は、百万円(大規模半壊世帯にあっては、五十万円)に当	により同項各号のうち二以上に該当するときの当該世帯の世帯主に対す	3 前項の規定にかかわらず、同項に規定する被災世帯が同一の自然災害	」という。)を除く。)を賃借する世帯 五十万円	第二条第二号に規定する公営住宅(第五項第三号において「公営住宅	三 その居住する住宅(公営住宅法(昭和二十六年法律第百九十三号)
5 単数世帯の世帯主に対する支援金の額については、前三項の規定を準		(新設)						(新設)	い範囲内で政令で定める額とする。	て政令で定める世帯の世帯主に対する支援金の額は、三百万円を超えな	4 前二項の規定にかかわらず、前条第二号ハに該当する被災世帯であっ		る額のうち最も高いものを加えた額とする。	は、百万円(大規模半壊世帯にあっては、五十万円)に当該各号に定め	号のうち二以上に該当するときの当該世帯の世帯主に対する支援金の額	3 前項の規定にかかわらず、被災世帯が、同一の自然災害により同項各	円	第二条第二号に規定する公営住宅を除く。) を賃借する世帯 五十万	三 その居住する住宅(公営住宅法(昭和二十六年法律第百九十三号)

0	二十五万円」とあるのは「十八万七千五百円」と読み替えるものとする	、第四項中「三百万円」とあるのは「二百二十五万円」と、第五項中「	十七万五千円」と、第二項中「二百万円」とあるのは「百五十万円」と
二十五万円」とあるのは「十八万七千五百円」と読み替えるものとする、第四項中「三百万円」とあるのは「二百二十五万円」と、第五項中「十七万五千円」と、第二項中「二百万円」とあるのは「百五十万円」と	、第四項中「三百万円」とあるのは「二百二十五万円」と、第五項中「十七万五千円」と、第二項中「二百万円」とあるのは「百五十万円」と	十七万五千円」と、第二項中「二百万円」とあるのは「百五十万円」と	
二十五万円」とあるのは「十八万七千五百円」と読み替えるものとする、第四項中「三百万円」とあるのは「二百二十五万円」と、第五項中「十七万五千円」と、第二項中「二百万円」とあるのは「百五十万円」と「百万円」とあるのは「三	、第四項中「三百万円」とあるのは「二百二十五万円」と、第五項中「十七万五千円」と、第二項中「二百万円」とあるのは「百五十万円」と「百万円」とあるのは「七十五万円」と、「五十万円」とあるのは「三	十七万五千円」と、第二項中「二百万円」とあるのは「百五十万円」と「百万円」とあるのは「七十五万円」と、「五十万円」とあるのは「三	「百万円」とあるのは「七十五万円」と、「五十万円」とあるのは「三

|での規定を準用する。この場合において、第二項、第三項及び第五項中 | 用する。この場合において、第二項及び第三項中「百万円」とあるのは とあるのは「二百二十五万円」と読み替えるものとする。 二項中「二百万円」とあるのは「百五十万円」と、前項中「三百万円」 「七十五万円」と、「五十万円」とあるのは「三十七万五千円」と、第

被災者生活再建支援法の一部を改正する法律案 参照条文

次

\bigcirc \bigcirc \bigcirc 【本則関係】 被災者生活再建支援法(平成十年法律第六十六号)(抄) 被災者生活再建支援法施行令(平成十年政令第三百六十一号) 公営住宅法(昭和二十六年法律第百九十三号)(抄)・・・ 建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号) 抄) 抄) 2 3 3 1

〇 被災者生活再建支援法(平成十年法律第六十六号)(抄)

(目的)

第 に資することを目的とする。 災者生活再建支援金を支給するための措置を定めることにより、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興 条 この法律は、 自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、 都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 自然災害 暴風、 豪雨、 豪雪、 洪水、 高潮、 地震、 津波、 噴火その他の異常な自然現象により生ずる被害をいう。
- 被災世帯 政令で定める自然災害により被害を受けた世帯であって次に掲げるものをいう。

イ 当該自然災害によりその居住する住宅が全壊した世帯

- 口 当該住宅を解体し、又は解体されるに至った世帯 8 必要があること、当該住宅に居住するために必要な補修費等が著しく高額となることその他これらに準ずるやむを得ない事由により 当該自然災害によりその居住する住宅が半壊し、又はその居住する住宅の敷地に被害が生じ、 当該住宅の倒壊による危険を防止するた
- のとなり、 当該自然災害により火砕流等による被害が発生する危険な状況が継続することその他の事由により、 かつ、 その状態が長期にわたり継続することが見込まれる世帯 その居住する住宅が居住不能のも
- 補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯 おいて「大規模半壊世帯」という。 当該自然災害によりその居住する住宅が半壊し、 基礎、 基礎ぐい、壁、柱等であって構造耐力上主要な部分として政令で定めるものの (ロ及びハに掲げる世帯を除く。

(被災者生活再建支援金の支給)

第三条 都道府県は、 当該都道府県の区域内において被災世帯となった世帯の世帯主に対し、 当該世帯主の申請に基づき、 被災者生活再建支援

金(以下「支援金」という。)の支給を行うものとする。

- 2 掲げる世帯であるときは、当該各号に定める額を加えた額とする。 以下この条において同じ。)の世帯主に対する支援金の額は、百万円 被災世帯 (被災世帯であって自然災害の発生時においてその属する者の数が一である世帯 (大規模半壊世帯にあっては、五十万円)に、当該被災世帯が次の各号に (第五項において「単数世帯」という。)を除く。
- 一 その居住する住宅を建設し、又は購入する世帯 二百万円
- 二 その居住する住宅を補修する世帯 百万円
- 3 前項の規定にかかわらず、被災世帯が、同一の自然災害により同項各号のうち二以上に該当するときの当該世帯の世帯主に対する支援金の その居住する住宅(公営住宅法(昭和二十六年法律第百九十三号)第二条第二号に規定する公営住宅を除く。)を賃借する世帯 五十万円
- 額は、 百万円 (大規模半壊世帯にあっては、五十万円)に当該各号に定める額のうち最も高いものを加えた額とする。
- 4 ない範囲内で政令で定める額とする。 前二項の規定にかかわらず、前条第二号ハに該当する被災世帯であって政令で定める世帯の世帯主に対する支援金の額は、三百万円を超え
- 円」とあるのは「二百二十五万円」と読み替えるものとする は 単数世帯の世帯主に対する支援金の額については、前三項の規定を準用する。この場合において、第二項及び第三項中「百万円」とあるの 「七十五万円」と、 「五十万円」とあるのは「三十七万五千円」と、 第二項中「二百万円」とあるのは「百五十万円」と、 前項中「三百万

5

〇 公営住宅法(昭和二十六年法律第百九十三号)(抄)

(用語の定義)

第二条 この法律において、 次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(略)

二 公営住宅 法律の規定による国の補助に係るものをいう。 地方公共団体が、 建設、 買取り又は借上げを行い、 低額所得者に賃貸し、又は転貸するための住宅及びその附帯施設で、

三~十六 (略)

〇 被災者生活再建支援法施行令(平成十年政令第三百六十一号)(抄)

(構造耐力上主要な部分)

第二条 法第二条第二号ニの政令で定める基礎、基礎ぐい、壁、柱等は、 定めるものとする。 建築基準法施行令 (昭和二十五年政令第三百三十八号)第一条第三号に

〇 建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)(抄)

(用語の定義)

第一条 この政令において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一・二 (略)

三 構造耐力上主要な部分 くは水圧又は地震その他の震動若しくは衝撃を支えるものをいう。 床版、屋根版又は横架材(はり、 基礎、基礎ぐい、壁、柱、小屋組、土台、斜材(筋かい、方づえ、火打材その他これらに類するものをいう。)、 けたその他これらに類するものをいう。)で、建築物の自重若しくは積載荷重、積雪荷重、風圧、土圧若し

四~六 (略)